

## 郵政民営化委員会（第110回）議事要旨

日 時：平成26年2月21日（金）9：30～11：00

場 所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室

出席者：増田委員長、米澤委員長代理、老川委員、清原委員、三村委員

金融庁 長谷川参事官

総務省 藤野貯金保険課長

日本郵政株式会社 藤本専務執行役

日本郵便株式会社 諫山専務執行役員、河村常務執行役員

株式会社ゆうちょ銀行 向井常務執行役、中尾経営企画部次長

株式会社かんぽ生命保険 堀金常務執行役、大西経営企画部長

### 1. 概要

郵政民営化法第120条第1項第7号等の規定に基づく内閣府令・総務省令案について金融庁及び総務省から、2014年（平成26年）3月期第3四半期決算の概要について日本郵政グループ各社から、それぞれ説明があり質疑応答が行われた。

### 2. 委員会での説明・意見等

#### （1）説明の概要

##### ○ 内閣府令・総務省令案【資料110-1】

- ・「金融商品取引法等の一部を改正する法律」による銀行法等の改正に伴い、内閣府令（銀行法施行規則等）を改正し、内閣総理大臣への届出事項の追加等を行うこととしている。
- ・これを踏まえ、「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」を改正し、郵政民営化法における主務大臣（内閣総理大臣・総務大臣）への郵便貯金銀行・郵便保険会社の届出事項の追加等を行おうとするものである。

・これについて委員会としては、案のとおり改正することが適当との意見を金融庁長官及び総務大臣に提出することとした。

##### ○ 2014年（平成26年）3月期第3四半期決算の概要【資料110-2～5】

- ・四半期純利益が3,942億円となった。
- ・ゆうちょ銀行の通期見通しを上方修正したことに伴い、グループ全体の当期純利益についても3,500億円から4,200億円に上方修正した。
- ・日本郵便の年賀業務等については、概ね安定的な業務運行を確保できた。
- ・また、先週末の大雪に関し、一部の県について配達が困難な状況であったが、可能な限り迅速な業務の遂行に努力している。

(2) 委員からの意見等

- ・ 取締役等の選任・退任の事後届出制から事前届出制への改正（銀行法施行規則）について、金融機関から反対はなかったのか。  
(⇒パブリック・コメントでの反対意見もなく、業界全体としては、世界的な動きの中で、やむを得ないものと理解している。)
- ・ 株価が低下した場合、ゆうちょ銀行の決算へどのような影響があるのか。  
(⇒金銭信託の中に株式を一部含んでいるが、大きな株価変動がない限り、影響は生じないと考えている。)
- ・ ゆうちょ銀行の貯金残高増加に向けてどのような対策をとっているのか。  
(⇒郵便局との連携を深め、顧客の満足度を高めていきたい。)
- ・ 年賀はがきの販売減少傾向に対してどのような対策をとっているのか。  
(⇒若年層への対応として、ネットの活用や学校での手紙教室の実施などに地道に取り組んでいる。)
- ・ ゆうパックの増加要因は何か。  
(⇒景気回復やネット販売の増加等の外的要因に加え、利便性・送達速度の向上など自社の取組みが奏功していると考えている。)

以上

(注) 議事要旨は事後修正の可能性があることにご留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧ください。